

市第53号議案

横浜市道路占用料条例の一部改正

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年 3 月横浜市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

2,200円	を	2,500円	に、
3,400円		3,800円	
4,600円		5,200円	
2,000円		2,200円	
3,100円		3,600円	
4,300円		4,900円	
200円		220円	
20円		22円	
12円		13円	
1,900円		2,200円	
1,200円		1,300円	
3,900円		4,500円	
1,700円		1,900円	

8,500円
3,900円
83円
120円
180円
240円
350円
470円
830円
1,200円
2,400円
3,900円

10,600円
4,500円
94円
130円
200円
270円
400円
540円
940円
1,300円
2,700円
4,500円

「Aに0.006を
乗じて得た額」

を

「Aに0.007を
乗じて得た額」

に、

4,200円
2,500円
3,900円
85円
850円

5,300円
3,200円
4,500円
110円
1,100円

850円	1,100円
8,500円	10,600円
3,100円	3,600円
85円	110円
850円	1,100円
85円	110円
850円	1,100円
8,500円	10,600円
4,200円	5,300円
850円	1,100円
390円	450円
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額	Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.025を 乗じて得た額	Aに0.028を 乗じて得た額
Aに0.025を 乗じて得た額	Aに0.028を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.025を 乗じて得た額	Aに0.028を 乗じて得た額

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

道路占用料を改定するため、横浜市道路占用料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市道路占用料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表（第 4 条）

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第 一 種 電 柱	1 本につき 1 年	<u>2,500円</u> 2,200円
	第 二 種 電 柱		<u>3,800円</u> 3,400円
	第 三 種 電 柱		<u>5,200円</u> 4,600円
	第 一 種 電 話 柱		<u>2,200円</u> 2,000円
	第 二 種 電 話 柱		<u>3,600円</u> 3,100円
	第 三 種 電 話 柱		<u>4,900円</u> 4,300円
	そ の 他 の 柱 類		<u>220円</u> 200円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1メートルに つき 1年	<u>22円</u> 20円
	地下に設ける電線その他の線類		<u>13円</u> 12円
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	1 個につき 1 年	<u>2,200円</u> 1,900円
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>1,300円</u> 1,200円
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1 個につき 1 年	<u>4,500円</u> 3,900円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,900円</u> 1,700円
広 告 塔	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>10,600円</u> 8,500円	

	そ の 他 の も の		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>4,500円</u> 3,900円
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルに つき 1 年	<u>94円</u> 83円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの			<u>130円</u> 120円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの			<u>200円</u> 180円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの			<u>270円</u> 240円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの			<u>400円</u> 350円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの			<u>540円</u> 470円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの			<u>940円</u> 830円
	外径が0.7メートル以上1メートル未 満のもの			<u>1,300円</u> 1,200円
	外径が1メートル以上のもの			<u>2,700円</u> 2,400円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				<u>4,500円</u> 3,900円
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	(省 略)	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	(省 略)
		階 数 が 2 の も の		Aに $\frac{0.007}{0.006}$ を 乗じて得た額
		(省 略)		(省 略)
	上 空 に 設 け る 通 路			<u>5,300円</u> 4,200円
	地 下 に 設 け る 通 路			<u>3,200円</u> 2,500円
	そ の 他 の も の			<u>4,500円</u> 3,900円

法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	$\frac{110円}{85円}$
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	$\frac{1,100円}{850円}$
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	$\frac{1,100円}{850円}$
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	$\frac{10,600円}{8,500円}$
	標 識		1本につき1年	$\frac{3,600円}{3,100円}$
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	$\frac{110円}{85円}$
		その他のもの	1本につき1月	$\frac{1,100円}{850円}$
	幕（令第7条 第2号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	$\frac{110円}{85円}$
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	$\frac{1,100円}{850円}$
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	$\frac{10,600円}{8,500円}$
		その他のもの		$\frac{5,300円}{4,200円}$
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				$\frac{450円}{390円}$
令第7条第6号 に掲げる施設並 びに同条第7号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建 築 物			Aに $\frac{0.012}{0.011}$ を 乗じて得た額

	そ の 他 の も の	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に $\frac{0.009}{0.008}$ を 乗じて得た額
令第 7 条第 8 号 に掲げる応急仮 設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの		A に $\frac{0.012}{0.011}$ を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の		A に $\frac{0.028}{0.025}$ を 乗じて得た額
令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 器 具			A に $\frac{0.028}{0.025}$ を 乗じて得た額
令第 7 条第 10 号 及び第 11 号に掲 げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道 路（高架のものに限る。）の路面下に 設けるもの		A に $\frac{0.012}{0.011}$ を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の		A に $\frac{0.028}{0.025}$ を 乗じて得た額

(備考省略)